

## テレワーク導入セミナー

# 厚生労働省における雇用型テレワーク 普及推進のための施策概要

令和元年9月10日

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

# 雇用型テレワーク普及促進のための施策概要

## 1. 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入支援

### テレワークガイドラインの周知啓発

平成29年度（平成30年2月）に刷新したテレワークガイドラインについて、一層の活用を図るための周知啓発を実施。

### 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

テレワークに取り組む中小事業主に、テレワークの導入や拡充に要した経費を、1企業当たり最大150万円助成。

### テレワーク相談センターの設置・運営

東京に「テレワーク相談センター」を設置、専門の相談員により全国の企業等へのテレワークのアドバイス等、導入支援を実施。また、企業に対する訪問コンサルティング（最大3回）を実施。

### 国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携。現在、東京都と連携し「東京テレワーク推進センター」を設置。

## 2. テレワーク普及にかかる気運の醸成

### 企業向けセミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や企業の導入事例を紹介するテレワーク・セミナーを開催。

### 労働者向け体験型イベントの開催

労働者に対して、直接、テレワークのメリットを訴えるためのイベントを開催。

### テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 ～輝くテレワーク賞～

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通して幅広く周知。

### テレワーク宣言応援事業

新たにテレワークに取り組む企業において、企業トップによるテレワーク宣言を実施し、テレワーク活用の取組を周知し、他社への導入を促進

## 3. テレワークの活用方法に係るモデル事業

### サテライトオフィスのモデル事業

保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置し、サテライトオフィス勤務の普及促進策を調査分析。平成29年度から本年度までの3か年間の実証事業として、首都圏、近畿圏及び中京圏に無料で利用できるサテライトオフィスを設置。

# 1 適正な労務管理下における 良質なテレワークの導入支援

---

# テレワーク ガイドライン

## (情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン)

### ○ 労働基準関係法令の適用

テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用。

### ○ 労働基準法の適用に関する留意点

労働条件の明示	労働者がテレワークを行うことを予定している場合も、テレワークを行うことが可能である勤務場所を明示することが望ましい。
労働時間制度の適用と留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>労働時間の適正な把握</b> 使用者はテレワークを行う労働者の労働時間についても適正に把握する責務を有する。</li><li>・ <b>いわゆる中抜け時間</b> 労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、休憩時間や時間単位の年次有給休暇として取扱うことが可能。</li><li>・ <b>通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク</b> 使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは労働時間に該当する。</li><li>・ <b>勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等</b> 使用者が移動することを労働者に命ずることなく、単に労働者自らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている場合は、労働時間に該当しない。</li><li>・ <b>フレックスタイム制</b> テレワークもフレックスタイム制を活用可能。あくまで始業・終業の時刻を労働者に委ねる制度のため、労働時間の把握が必要。</li></ul>
通常の労働時間制度	
事業場外みなし労働時間制	使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときは、事業場外みなし労働時間制が適用。 具体的には、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと、が必要。 労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、実態に合ったみなし時間となっているか確認し、実態に合わせて労使協定を見直すこと等が適当。
裁量労働制	裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者についても、テレワークを活用可能。 労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、労働者の裁量が失われていないかを労使で確認し、結果に応じて、業務量等を見直すことが適当。
休憩時間	労使協定により休憩時間の一斉付与の原則を適用除外可能。

時間外・休日労働の労働時間管理	法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払い等が必要となることから、労働時間の状況の適切な把握に努め、必要に応じて労働時間や業務内容等について見直すことが望ましい。
-----------------	---

### ○ 長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行う者への注意喚起、等の手法を推奨。

### ○ 労働安全衛生法の適用及び留意点

安全衛生関係法令の適用	過重労働対策やメンタルヘルス対策等により、テレワークを行う労働者の健康確保を図ることが重要。
作業環境整備	テレワークを行う作業場が自宅等である場合には、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン等の衛生基準と同等の作業環境とすることが望ましい。

### ○ 労働災害の補償に関する留意点

テレワーク勤務における災害は労災保険給付の対象となる。

### ○ その他テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての留意点等

労使双方の共通の認識	あらかじめ導入の目的、対象となる業務、労働者の範囲、テレワークの方法等について、労使で十分協議することが望ましい。 テレワークを行うか否かは労働者の意思によるべき。
円滑な遂行	業務の内容や遂行方法を明確にしておくことが望ましい。
業績評価等	業績評価等について、評価者や労働者が懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を明確にすることが望ましい。
費用負担	テレワークを行うことによって生じる費用について労使のどちらが負担するか等を、あらかじめ労使間で十分に話し合い、就業規則等に定めておくことが望ましい。
社内教育	労働者が能力開発等において不安に感じることの無いよう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。
労働者の自律	労働者も自律的に業務を遂行することが求められる。

# 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

## 対象事業主

① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象

または

② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能

## 助成内容

交付申請の締切は12月2日(月)

### 1 支給対象の取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施いただき、取組に要した費用を助成。

### 2 成果目標

以下の「成果目標」をすべて達成することを目指して実施（達成状況に応じて支給額が変化）。

**テレワーク用通信機器(※)の導入・運用**  
 (例)  
 ・Web会議用機器  
 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア  
 ・保守サポートの導入  
 ・クラウドサービスの導入  
 ・サテライトオフィス等の利用料など  
 ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外

**就業規則・労使協定等の作成・変更**  
 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備

**労務管理担当者に対する研修**

**労働者に対する研修、周知・啓発**

**外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング**

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
- ③ 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる  
 又は  
 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

### 3 評価期間

「2. 成果目標」の達成の有無は、事業実施期間（交付決定の日から各年度の2月15日まで）の中で、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

### 4 支給額

「1. 支給対象の取組」の実施に要した経費の一部※を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。  
 ※以下の「対象経費」に該当する費用が対象

対象経費	助成額
<b>謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費</b> (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」の間の経費のみが対象	<b>対象経費の合計額 × 補助率</b> (上限額を超える場合は <b>上限額</b> ※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

#### <支給例>

総務、経理部門5人でテレワークを実施、200万円の機器を導入し、成果目標を達成した場合

A: 導入経費 200万円 × 補助率 3/4 = 150万円  
 B: 1人当たりの上限額 20万円 × 実施人数 5人 = 100万円  
 C: 1企業当たりの上限 150万円  
 → A・B・Cで一番低い額を支給 ⇒ 100万円を支給

申請先  
 テレワーク相談センター

在宅勤務者との  
コミュニケーションが  
課題なのですが…

各地のサテライト  
オフィスの効果的な  
活用方法は？

テレワークに関する  
各種ご相談は  
**0120-91-6479**  
sodan@japan-telework.or.jp

相談は無料です!

テレワーク時の  
労働時間や業務の  
管理方法は？

システム環境は  
何が良いですか？

## 【窓口相談開設】

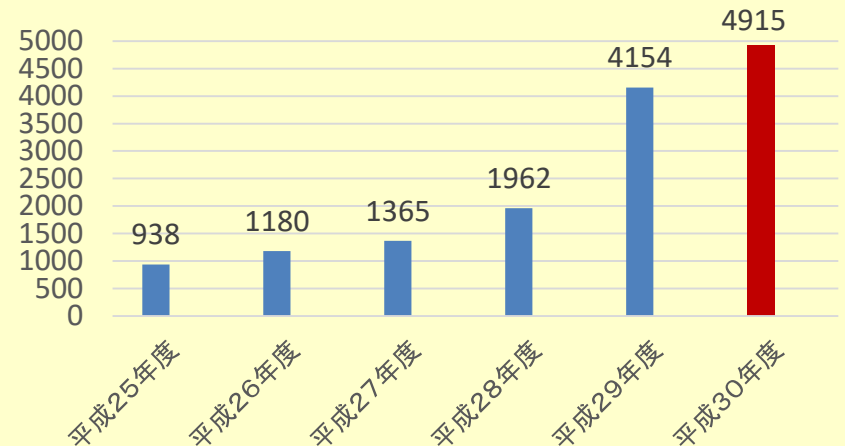
- 開設時間: 平日9:00~17:00
- 住所: 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館303  
社団法人日本テレワーク協会内
- 電話番号: 0120-91-6479
- URL: <https://www.tw-sodan.jp/>
- E-mail: [sodan@japan-telework.or.jp](mailto:sodan@japan-telework.or.jp)

## 【主な業務内容】

- テレワークに係る相談（電話、電子メール、面談）
- テレワークの労務管理に関する訪問コンサルティング
- 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）の申請受付

## 【テレワーク相談センターの相談件数】

※助成金の申請等の相談を除く 資料のダウンロード含む



テレワークに取り組む企業を支援することを目的として、労務管理のコンサルタントを3回まで無償で、全国に派遣します。(総務省と連携)

## 第1回目

テレワーク導入  
にあたっての課  
題の把握

## 第2回目

課題への対応策、  
テレワーク導入の  
具体案を提示

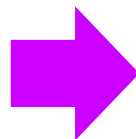
概ね1か月後

## 第3回目

テレワーク導入後  
のフォロー

概ね2か月後

お申し込み・お問い合わせは



テレワーク相談センターへ

電話:0120-91-6479

国家戦略特別区域法第37条の2「情報通信技術を利用した事業外勤務の活用のための事業主等に対する援助」に基づき、国（厚生労働省）と地方公共団体が連携し、各種相談事業をワンストップで行うテレワーク推進センターを設置。

現在、厚生労働省と東京都の共同設置で東京都に「東京テレワーク推進センター」を設置。

## 【 テレワーク相談コーナー 】

- テレワークに係る相談（電話、電子メール、面談）
- テレワークの労務管理に関する訪問コンサルティング
- 時間外労働等助成金改善（テレワークコース）の申請受付

## 国家戦略特別区域



## 東京テレワーク推進センター

所在地: 東京都文京区後楽2丁目3番28号 K. I. S飯田橋ビル6階

開設時間: 平日9時から17時(国民の休日、年末年始を除く。)

電話番号: 03-3868-0708

URL: <https://tokyo-telework.jp/>

E-mail: [info@tokyo-telework.jp](mailto:info@tokyo-telework.jp)

「テレワーク相談コーナー」(東京都内の企業が対象)

電話 0120-970-396

相談専用E-mail [suishin@japan-telework.or.jp](mailto:suishin@japan-telework.or.jp)



## 2 テレワーク普及に係る気運の醸成

---



## テレワーク・セミナー in 東京

Telework seminar in Tokyo 主催：厚生労働省

(趣旨・目的)

テレワークは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークによる働き方によって、育児・介護と仕事の両立や、企業の生産性向上などが実現する可能性があります。本セミナーでは、テレワークを導入するに当たって、必要な労務管理、テレワークの活用方法、導入企業の事例等を説明します。

■開催日程

開催日：2019年6月20日(木)

時 間：13:00～15:45(開場=12:30)  
(引き続き15:45より個別相談会)

定 員：200名(先着順)

参加料：無料

■会場

TKP神田ビジネスセンター  
H301会議室

〒101-0053  
東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アペルビル3F  
電話：03-5217-5577  
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilities/bc-kanda/>

●地下鉄「淡路町駅」・「小川町駅」・「新大塚ノ水駅」(B6出口)  
下車徒歩3分  
●JR「神田駅」北口・西口下車徒歩6分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。駐車場はございません。

【お問い合わせ】  
一般社団法人 日本テレワーク協会(担当:若生)

TEL: 03-5577-4572 FAX: 03-5577-4582  
E-mail: seminar@japan-telework.or.jp

主催：厚生労働省 受託：一般社団法人日本テレワーク協会

来場者全員にプレゼント!  
「テレワークではじめる働き方改革」  
「テレワークモデル就業規則」など



テレワークに関する労務管理等の留意点等について周知するためのセミナーを開催。  
セキュリティ管理の留意点や、企業の好事例も紹介。  
平成30年2月に刷新した労務管理に関するガイドラインを当該セミナーでも活用。(総務省と連携)

- 【セミナープログラム】**
- 1 テレワーク導入事例の紹介
  - 2 テレワーク導入企業の体験談1
  - 3 テレワーク導入企業の体験談2
  - 4 テレワーク実施時の労務管理上の留意点
  - 5 情報通信技術面における留意点
  - 6 個別相談会

「テレワーク・セミナー」ホームページ <https://kagayakutelework.jp/seminar/>

## 今年度のテレワーク・セミナーの開催日程

No.	開催地	同地開催回数	日付	曜日	時間	個別相談会	会 場	収容人数
1	東京	1回目	6月20日	木	13:00～15:45	15:45～	TKP神田ビジネスセンター 301	200名
2	大阪	1回目	7月19日	金	13:00～15:45	15:45～	エルおおさか 6階大会議室	200名
3	東京	2回目	7月25日	木	13:00～15:45	15:45～	東京テレワーク推進センター	60名
4	名古屋	1回目	8月29日	木	13:00～15:45	15:45～	愛知県産業労働センター ウィンクあいち	170名
5	東京	3回目	9月17日	火	13:00～15:45	15:45～	TKP神田ビジネスセンター 301	200名
6	大阪	2回目	10月7日	月	13:00～15:45	15:45～	エルおおさか 6階大会議室	200名
7	名古屋	2回目	11月1日	金	13:00～15:45	15:45～	愛知県産業労働センター ウィンクあいち	170名

# テレワークに関する体験型イベント

時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの有効性を労働者に認知していただくための体験型イベントを開催。

テレワークを積極的に活用している方からテレワークの魅力を訴えていただくほか、テレワークの体験も実施。

## 【イベントプログラム】

- 1 テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介
- 2 情報通信機器利用によるテレワーク体験
  - ① どこにいても勤怠管理
  - ② 安全なセキュリティ
  - ③ 快適なコミュニケーション
- 3 テレワーカーとの意見交換

「体験型イベント」ホームページ <http://teleworkevent.jp/>

## 今年度のテレワークに関する体験型イベントの開催日程

No.	開催地	日程	時間	会場	定員
1	名古屋	6月20日(木)	10:00~12:30	富士ゼロックスコミュニケーションスペース「ラクーザ」	30名
2			14:30~17:00		30名
3	仙台	7月18日(木)	10:00~12:30	ウェスティンホテル仙台	30名
4			14:30~17:00		30名
5	広島	7月23日(火)	10:00~12:30	ホテルグランヴィア広島	30名
6			14:30~17:00		30名
7	東京	7月30日(火)	10:00~12:30	東京テレワーク推進センター セミナールーム	30名
8			14:15~16:45		30名
9		7月31日(水)	10:00~12:30		30名
10			14:15~16:45		30名
11	大阪	11月7日(木)	10:00~12:30	富士ゼロックス Document CORE Osaka	30名
12			14:00~16:30		30名
13	新潟	11月15日(金)	10:00~12:30	朱鷺メッセ	30名
14			14:00~16:30		30名
15	福岡	11月22日(金)	10:00~12:30	富士ゼロックス Document HUB Square Fukuoka	30名
16			14:30~17:00		30名

## ◎厚生労働大臣賞「優秀賞」 11月に表彰式を実施(総務省と合同)

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業・団体のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体を表彰

平成30年度

味の素株式会社

平成29年度

富士ゼロックス東京株式会社

平成28年度

ネスレ日本株式会社

平成27年度

シスコシステムズ合同会社、日本マイクロソフト株式会社

## ◎厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、様々な工夫を凝らす等、他の企業・団体の模範となる取組を行う企業・団体を表彰

(例) テレワークの活用が難しいとされてきた業界・職種において効果的な取組を行っている企業・団体、効果的な取組を行っている中小企業・団体

平成30年度

アフラック生命保険株式会社、  
SCSK株式会社、  
TRIPORT株式会社

平成29年度

クオールアシスト株式会社、  
日本航空株式会社、  
株式会社MUGENUP、  
横河電機株式会社

平成28年度

株式会社沖ワークウェル、  
株式会社ダンクソフト、  
日本オラル株式会社

平成27年度

カルビー株式会社、株式会社キャリア・ママ、  
株式会社コンピューターシステムハウス、  
サントリーホールディングス株式会社、  
ジョブサポートパワー株式会社、  
株式会社テレワークマネジメント、  
ネットワンシステムズ株式会社、明治安田生命保険相互会社

## ◎厚生労働大臣賞「個人賞」

①テレワークを積極的に活用した働き方により、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者

②雇用型のテレワークの普及・推進に貢献した方を表彰

平成30年度

①高橋 雄一氏 (アデコ株式会社)  
②高野 美幸氏 (ベーリンガーインゲルハイム ジャパン株式会社)

平成29年度

②下田 英樹氏 (ネットワンシステムズ株式会社)

平成28年度

①岩井 美奈氏 (クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン株式会社)  
②田澤 由利氏 (株式会社テレワークマネジメント)

平成27年度

①北村 有紀氏 (株式会社NTTデータ)  
②横澤 昌典氏 (向洋電機土木株式会社)

「輝くテレワーク賞」ホームページ

<https://kagayakutelework.jp/award/>

今年度の応募期間: 6月17日から8月23日 (詳細は毎年度 専用ホームページで公表)

## ○ 概要

テレワークの普及拡大が期待される企業や、新たにテレワークを開始した企業の中から、テレワーク宣言を実施し、テレワークに取り組む企業を選定し、専用のホームページにて、動画や取材記事を掲載し、その取組を紹介することで、情報発信する。

## ○ 平成29年度～平成30年度（合計10社）

### 平成29年度テレワーク宣言企業

株式会社RDサポート、サッポロビール株式会社、都築電気株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社ペンシル、株式会社北都銀行、株式会社リクルートオフィスサポート（合計7社）



### 平成30年度新規テレワーク宣言企業

新たに3社を選定

JapanREIT株式会社（現：Prop Tech plus株式会社）、トヨタファイナンス株式会社、株式会社バンテック

## ○ 令和元年度（合計7社）

### 令和元年度テレワーク宣言企業

株式会社荏原精密、社会保険労務士法人SaLac（サラック）、住友電気工業株式会社、ソフトバンク・テクノロジー株式会社、株式会社ディノス・セシール、株式会社はたらクリエイト、八尾トーヨー住器株式会社（合計7社）

今年度の応募期間：5月7日から  
6月7日（詳細は毎年度 専用ホームページで公表）

テレワーク宣言応援事業ホームページ

<https://www.sengen7.com/>

### 3 テレワークの活用方法に係る モデル事業

---

# サテライトオフィスのモデル事業

エリア	名称	所在地	委託先運営者
首都圏	サテライトオフィス草加松原 <a href="http://www.tobu-satellite.jp/office/#place01">http://www.tobu-satellite.jp/office/#place01</a>	埼玉県草加市栄町3-4-3 東武松原ビル2 3階	東武ビジネス ソリューション(株)  (東武鉄道(株))
	サテライトオフィス横浜 <a href="http://www.tobu-satellite.jp/office/#place02">http://www.tobu-satellite.jp/office/#place02</a>	神奈川県横浜市西区北幸 2-10-27 東武立野ビル 6階	
	サテライトオフィスふじみ野ナーレ <a href="http://www.tobu-satellite.jp/office/#place03">http://www.tobu-satellite.jp/office/#place03</a>	埼玉県富士見市ふじみ野 1-1-1 ふじみ野ナーレ 4階	
	サテライトオフィス多摩センター <a href="http://mhlw.c-mam.co.jp/">http://mhlw.c-mam.co.jp/</a>	東京都多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター 7階	(株)キャリア・マム
	テレワーク・オフィス千葉サテライト <a href="http://www.langate.co.jp/1719/chiba/index.html">http://www.langate.co.jp/1719/chiba/index.html</a>	千葉県千葉市中央区新田町 6-6 荒井ビル 2階A室	ランゲート(株)
テレワーク・オフィス川崎サテライト <a href="http://www.langate.co.jp/1719/kawasaki/index.html">http://www.langate.co.jp/1719/kawasaki/index.html</a>	神奈川県川崎市川崎区宮本 町6-1 高木ビル801		
中京圏	テレワーク・オフィス岐阜サテライト <a href="http://www.langate.co.jp/1719/gihu/index.html">http://www.langate.co.jp/1719/gihu/index.html</a>	岐阜県岐阜市長住町2-3 岐阜ビルディング 5階	
近畿圏	テレワーク・オフィス京都サテライト <a href="http://www.langate.co.jp/1719/kyoto/index.html">http://www.langate.co.jp/1719/kyoto/index.html</a>	京都府京都市中京区泉正寺 町328 西川ビル 4階	

# お問い合わせ先

テレワーク相談センター

**電話0120-91-6479**

電子メール [sodan@japan-telework.or.jp](mailto:sodan@japan-telework.or.jp)

## 厚生労働省のテレワーク普及促進事業のWebサイト

- テレワーク相談センター 電話:0120-91-6479 URL: <https://www.tw-sodan.jp/>
- 東京テレワーク推進センター(都内の企業のみ) 電話:0120-970-396 URL: <https://tokyo-telework.jp/center/>
- 厚生労働大臣表彰～輝くテレワーク賞～ URL: <https://kagayakutelework.jp/award/>
- テレワーク宣言応援事業 URL: <https://www.sengen7.com/>
- 企業向けテレワークセミナー URL: <https://kagayakutelework.jp/seminar/>
- 労働者向け体験型イベント URL: <http://teleworkevent.jp/>
- 厚生労働省委託サテライトオフィスのモデル事業
  - ① 東武ビジネスソリューション(株)運営受託 URL: <http://www.tobu-satellite.jp/>  
サテライトオフィス草加松原(埼玉県草加市)、サテライトオフィス横浜(神奈川県横浜市)、  
サテライトオフィスふじみ野ナーレ(埼玉県富士見市)
  - ② ランゲート(株)運営受託 URL: <http://www.langate.co.jp/1719/>  
テレワーク・オフィス千葉サテライト(千葉県千葉市)、テレワーク・オフィス川崎サテライト(神奈川県川崎市)、  
テレワーク・オフィス岐阜サテライト(岐阜県岐阜市)、テレワーク・オフィス京都サテライト(京都府京都市)
  - ③ (株)キャリア・mam運営受託 URL: <http://mhlw.c-mam.co.jp/>  
サテライトオフィス多摩センター(東京都多摩市)



---

ご静聴ありがとうございました

---